

社発第T-337号
2026年7月28日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 下山田 守邦

新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)地域新聞社より同社株主に対する新株予約権無償割当てが公表されておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営業者と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

また、当該権利処理において注意事項（別紙参照）がございますので、権利入札担当者および引受・落札を希望されるお客様に対して必ずご周知いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 銘柄および割当日等（注1）

【東京証券取引所市場およびPTS分】

銘 柄 (コード)	売買単位	基準日	新株予約権の割当	行使価額	最低引受株数 (親株ベース)
(株)地域新聞社 (2164) (注2)	100 株	8 月 10 日 (月)	(株)地域新聞社 株式 1 株につき 新株予約権 1 個 (注2)	1 株につき 1 円	100 株

(注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、(株)地域新聞社発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては(株)地域新聞社の銘柄コード(2164)を使用し、権利入札申込においては(株)地域新聞社第12回A新株予約権の当社指定コード(21644)を使用してください。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み

8月6日(木)16時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札個数の発表日時

8月6日（木）18時45分※

入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証 Target 内日証金サイトによりご案内いたします。

※公表時刻は目途であり、状況によって前後する場合がございます。

4. 入札日時および方法

8月7日（金） 11時30分～12時（時間厳守）

日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札の申込み個数

新株予約権 100 個

新株予約権 100 個（日証金ネットの画面上は 100 株）の整数倍でお申込み下さい。

6. 入札値段の申込み単位

10 銭

7. 入札値段の取扱いについて

権利入札対象の新株予約権は取引所に上場しない予定であることなどから、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式 1 株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内（最終価格の上下 7% の範囲内）（2005 年 12 月 9 日社発第 T-765 号）の値段による入札を採用する取扱いは適用しないことといたします。ただし、東証および PTS 運営業者と協議のうえ、不相当と認められる価格による入札については除外することがあります。

8. 入札によって全個消化できなかった場合の特別な取扱いについて

上記 4. による入札後の不足個数については、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。）。再入札でも全個消化しない場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」第 2 項に定める算式により権利処理価額を算出することとし、この場合、未処分部分については、落札総代金には含めませんが、落札個数には含めることとします。

なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承ください。

9. 新株予約権の引受・落札代金払込日

8月12日（水）

10. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる 8 月 7 日（金）に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

11. 株式の無償割当てに係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記 I. に記載の銘柄については 8 月 10 日（月）までにお引き出し下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日の 8 月 12 日（水）より再開いたします。

以 上

【注意事項】**(1) 引受および入札参加者の除外について**

①(株)地域新聞社（以下「同社」という。）が「株式会社地域新聞社第12回A新株予約権発行要項」第10項(1)に定める「非適格者」に該当する者および②引受・落札した新株予約権を「非適格者」に該当する者に直接もしくは間接に譲渡する者、または、それがなされる可能性を認識している者は、本件引受および権利入札には参加できません。（以下、①および②に該当する者を「非適格者等」といいます。）

「非適格者等」が引受および入札に参加した場合、権利処理に関する手続きに重大な支障をきたすこととなります。つきましては、貸借取引の公正な運営に資する観点から、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、(2)に記載するとおり、非適格者でないことを表明・保証する「誓約書」（参考参照）をご提出いただく必要がございます。

<貸借取引参加者が自己分として引受および入札する場合>

貴社が「非適格者等」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

<貸借取引参加者が顧客からの申込みを受けて顧客分として引受および入札する場合>

申込みを受けた顧客が「非適格者等」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

(2) 当社による新株予約権の譲渡について

引受・落札された本新株予約権については、同社取締役会から譲渡に関する承認を得たうえで、引受・落札者に対して譲渡いたします。譲渡にかかる具体的な手続きに関しましては、引受・落札後に別途ご連絡いたしますが、主に以下の内容となります。

① 譲渡承認請求および名義書換請求

当社は、同社に対し、新株予約権の割当ての効力発生日以降速やかに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に譲渡するための譲渡承認請求および名義書換請求を行います。また、引受・落札貸借取引参加者は、これを顧客に譲渡する場合、同社および同社株主名簿管理人に対し譲渡承認請求および名義書換請求を行います。

② 同社に対する誓約書のご提出

(株)地域新聞社より公表されております¹とおり、引受・落札した貸借取引参加者は、引受申込みおよび権利入札によって取得される新株予約権の経済的利益が最終的に帰属する者が非適格者でないことを表明・保証する「誓約書」等（以下「必要書類」といいます。）を、引受申込の結果の通知を受領した日から3営業日以内、および権利入札に係る落札結果の通知を受領した日から2営業日以内に同社へご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、必要書類等を提出した場合においても同社取締役会の譲渡承認が得られない場合や所定

¹ 2026年7月28日付「日本証券金融株式会社が実施する当社第12回A新株予約権に係る権利入札等への参加される方が当社にご提出いただく書類に関するお知らせ」

の期限までに手続きがなされない場合は、本新株予約権の譲渡は行われませんのでご注意ください。

(3) 権利処理を中止する可能性について

8月7日(金)の権利処理価額発表前までに、次のいずれかの状況となった場合においては、本通知にかかる権利処理を行わないことといたします。

- ① 同社が新株予約権の無償割当てを中止した場合
- ② 当社が同社から「非適格者」に該当すると判断された場合

(4) 本権利処理（権利入札を含む）を無効としない取扱いについて

次の場合においても、本権利処理（権利入札を含む）を無効にすることはございません。

- ① 権利処理価額発表後に同社による新株予約権無償割当てが中止または延期された場合
- ② 同社による新株予約権の無償取得（対価を伴わないもの）が行われた場合
- ③ 同社による新株予約権の譲渡承認が認められない場合

(5) その他の注意事項について

本権利処理については、権利入札の結果、権利処理価額が市場価格等から想定される価額を大きく下回る可能性がございます。

また、本権利処理（権利入札を含む）に関していかなる損失等が発生した場合においても、当社は一切責任を負わないものとします。

以 上

株式会社地域新聞社 御中

誓 約 書

当社は、株式会社地域新聞社（以下「貴社」といいます。）の第12回A新株予約権に係る引受申込及び権利入札（以下「権利入札等」といいます。）に関連して、以下の各事項を貴社に対し誓約いたします。

1. 権利入札等により取得される新株予約権の経済的利益が最終的に帰属する者（以下「最終取得者」といいます。）が「株式会社地域新聞社第12回A新株予約権発行要項」第10項(1)に定める非適格者（以下「非適格者」といいます。）に該当しないことについて、表明及び保証します。
2. 最終取得者が、①権利入札等により取得した新株予約権の行使により、又は、②貴社による当該新株予約権の取得の対価として、取得した貴社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとします。）を最終取得者から確認しております。
3. 上記1及び2の事項を確認するために、（1）①最終取得者が個人である場合には、パスポート、運転免許証の写しその他の本人確認資料、又は②最終取得者が法人である場合には、履歴事項全部証明書並びに株主名簿及び実質的支配者リストの写しその他の最終取得者の出資者を示す資料、並びに、（2）最終取得者による上記1及び2の事項に係る誓約書を最終取得者から取得の上で、当社が引受申込の結果の通知を受領した日から3営業日以内、及び権利入札に係る落札結果の通知を受領した日から2営業日以内に、貴社に提出するとともに、当社又は最終取得者が非適格者に該当しないことを確認するために貴社が合理的範囲内で求める客観的な資料を速やかに提出するものとします。

年 月 日

[会社名]

[代表者名]